

学校図書館を考える シリーズその2

学校図書館と学校ボランティアのこと、いっしょに考えてみませんか？

今、小学校などに出向いて絵本の読み聞かせをしたり、おはなしを語ったりする人が増えてきました。

もしかして、あなたもそうですか？

そうすると、あなたは学校ボランティアです。でも、あなたは「わたしは別に学校図書館とは関係ないわ」と思っているかもしれないし、学校での子ども達への読み聞かせ活動も、本来は学校図書館司書の仕事のひとつであり、決して学校図書館と無関係ではないのです。

なぜこれほど学校で市民のボランティア参加が進行しているのでしょうか？

これは、国が「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日公布）略称「子どもの読書活動推進法」を定めたこと、また文部科学省のボランティアを奨励促進している施策が大きな要因になっています。

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、学校図書館の役割について、「本との出会いづくりを豊かにするため、常時開館して子ども達を迎え入れる体制を整える

こと、図書購入予算を確保して、魅力ある図書資料を充実することに努めてほしい」「保護者が学校支援ボランティアとして学校図書館の活動に参画していくことも好ましい」と述べています。

文部科学省は学校図書館について、これまでになく積極的な役割を認めています。しかし、常時開館する学校図書館を実現するためには、図書館に常駐する専任職員の配置が何よりも必要ははずですが、これには全く言及されませんでした。

平成15年から司書教諭が配置されることになりましたが、専任が配置されない限り、司書教諭のみでは学校図書館が十分に機能するとは思われません。しかし、行財政改革が問われる現在、正規職員（司書）の配置が難しいことから、ボランティア奨励施策を取ることになったと思われれます。

したがって現在想定される学校図書館の担い手は「司書教諭」と「ボランティア」ということとなります。

次に、栃木県の学校図書館ボランティアの現状をさぐってみました。

今、栃木の学校図書館ボランティアの現状は・・・あなたの場合はどうですか？

《種類》

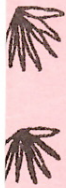
学校図書館に関するボランティアとして次の二つが挙げられます。

- ① 読み聞かせボランティア
 - ② 図書整理ボランティア
- (図書の受け入れ、貸出、書架の整理、蔵書の修理など)
- ①、②の両方に係わっている場合もある。

《担い手》

学校図書館ボランティアの担い手に、いくつかのパターンが見受けられます。

- ① ボランティア団体からの派遣
(図書館・公民館といった行政の側が、図書館のボランティアを目的とした団体の設立に係わり、その加入者をそれぞれの学校に派遣している。また、学校独自で組織している所もある)
- ② P.T.A.の理事の一端として行われている
(P.T.A.の文化部や研修部などの仕事の中に組み込まれている)
- ③ 地域の人材活用として行っている
(地域の人材活用を目的とした登録制度で、自発的に登録した人を使って行っている)



《学校図書館ボランティアの具体例》

* 『子どもと本を読む会』横川西小学校 (宇都宮市)

平成7年に、学校主催で読み聞かせをした保護者が母体となつて会が発足した。現在の会員は、在校生の保護者20名、卒業生の保護者11名で、金曜日の業間休み(15分間)に会議室や図書室を使用して、絵本の読み聞かせをしている。毎回20人〜30人の児童が聞きに来てくれて、学校側の協力もあり、楽しく活動している。

* 『さといも文庫』飛駒小学校 (田沼町)

文庫活動の「出前」という形で、こちらからお願いして始まった。事前に校長先生と学校図書館について話合いが持たれた。最初の3年間は、図書室で、業間に希望者だけが聞きに来る形だった。その後、学校の業間活動に組み込まれ、第1、3木曜日の毎月2回、高学年と低学年の教室に分かれて行われるようになり、3年経つ。二人で活動しているので本選びは意見を交換しながら選べる。





- ④ 個人登録で行っている
(個人的に、読み聞かせに興味のある人が申し出て行っている)
- ⑤ 公的機関の利用
(公立図書館に依頼して、職員及びボランティアを派遣してもらっている)

《形態》

では、学校図書館ボランティア、主に読み聞かせボランティアは、具体的にはどのような形で行われているのでしょうか。

① 回数

*定期的・・・年間を通して実施

週 1回～2回

月 1回～2回

学期 1回～2回

*単発的・・・読書週間などの行事の一環として実施

年間 1回

② 時間帯

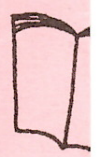
朝の読書 始業前の時間に実施

業間 休み時間を利用して実施

昼休み 給食の後の時間に実施

授業 国語などの授業の一環として実施

*『みつばち ぶんぶん』(塩原町)
行政側が行った、学校図書館ボランティア養成講座の卒業生が会員になって活動しているが、その種類や形態(活動日や活動時間)は、派遣先の学校の実情に即して決定されるため、個々にまちまちである。



私たちはどのような立場でボランティア活動に係わったらいのでしょうか?

以上のように、栃木では様々な形で、急速に学校図書館ボランティア参加が進行しており、それなりの成果も収めています。しかし、一方では、ボランティアを受け入れる側の体制の不備、ボランティア間の意識や能力のずれ、読む本の選書についての問題なども生じてきています。ボランティア活動が十分に生かされ、その成果を発展させるためにも、やはりそれをコーディネートする図書館の専任、専門の職員の配置が必要となってきます。

ボランティア活動がともすれば司書の不備を埋める安易な労働力とならないよう、横浜市「学校図書館友の会・規約」のボランティア活動の目的の項には、次のように記されています。

「本来、学校図書館は専任の司書によって運営されるべきものだが、司書がない間、子ども達と先生にとつて使いやすい学校図書館環境を整え、子ども達と本を結びつける手助けをすることを目的とする」

子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進を図る目的で超党派の「子どもの未来を考える議員連盟」が議員立法で提出し、平成 13 年 12 月 5 日、成立しました。国、地方公共団体に子どもの読書活動に関する総合的・計画的な環境整備を義務づけています。

(抜粋)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 第九条 都道府県は、子どもの読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。
- 第十一条 国および地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(付帯決議)

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

あなたの声と行動で学校図書館の充実を！

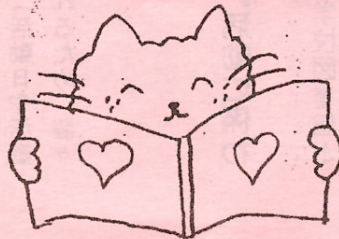
この法律の成立を受け、国は小・中学校・特殊教育諸学校の学校図書館の図書を増やすために、今年度から 5 年間、総額 650 億円を地方交付税で措置しました。
平成 14 年は 130 億円が用意されています。

小学校 1 学級当たり	約 23, 200 円
中学校 1 学級当たり	約 44, 700 円
特殊教育学校 1 学級当たり	約 4, 390 円

この金額に学級数を掛ければ、それぞれの学校の平成 14 年度に上乗せされる図書購入費が算出できます。しかし、地方交付税措置というのは、用途が限定されていないので、自動的に学校図書館の図書費が増えるわけではありません。それぞれの市町村議会で「予算化」することが必要です。まだ予算化していない市町村では 9 月・12 月の補正予算に計上するよう要請しましょう。まず、教育委員会(総務課)に、図書購入費が予算化されているかどうかを尋ねてみましょう。

要請は、学校の先生、PTA、地域で読書運動をしている団体等、個人でも可。

要請先は、地域の教育委員会や、議会へ。



あなたの情報、ご意見、ご感想などをお寄せください。
栃木子どもの本連絡会「学校図書館を考える」プロジェクト